明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（国土交通四七）　一
〔告　示〕
○へい殺畜等手当金等交付規程の一部を改正する件（農林水産一一九九）　三
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する件（国土交通六七〇）　七
○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示等の一部を改正する件（同六七一）　一四
○装置型式指定規則第五条に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する件（同六七二）　一六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一九
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、型式部材等製造者の認証関係
会社その他
会社決算公告

省令

○国土交通省令第四十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第七十五条の二第一項及び第七項、第七十五条の三第一項並びに第百四条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十三日　国土交通大臣　大畠　章宏

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号を次のように改める。

三　削除

第十七条の二第二項及び第三項中「、被牽引自動車並びに燃料電池自動車」を「並びに被牽引自動車」に改め、同条第四項を削る。

（装置型式指定規則の一部改正）

第二条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号の二中「衝突時の乗員保護装置」を「フルラップ前面衝突時（自動車の前面が衝突等による衝撃を受けたときをいう。以下同じ。）の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備えるものを除く。）」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の三　法第四十一条第三号の操縦装置のうちかじ取装置のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び同条第六号の電気装置のうちフルラップ前面衝突時の感電防止装置（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

第二条第五号の三を削り、同条第五号の二の次に次の三号を加える。

五の三　法第四十一条第六号の電気装置のうち感電防止装置（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の四　法第四十一条第六号の電気装置のうちオフセット前面衝突時（自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じたときをいう。以下同じ。）の感電防止装置及び同条第七号の車枠及び車体のうちオフセット前面衝突時の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

五の五　法第四十一条第七号の車枠及び車体のうちオフセット前面衝突時の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備えるものを除く。）

第二条第六号を次のように改める。

六　法第四十一条第六号の電気装置のうち側面衝突時の感電防止装置及び同条第七号の車枠及び車体のうち側面衝突時の乗員保護装置（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）